

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成24年条例第60号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略） （各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p><u>中央区 12人</u> <u>東区 12人</u> 西区 6人 <u>南区 9人</u> <u>北区 9人</u></p> <p>附 則 （略）</p>	<p>第1条（略） （各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p><u>中央区 11人</u> <u>東区 13人</u> 西区 6人 <u>南区 8人</u> <u>北区 10人</u></p> <p>附 則 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。